

広島県告示第七百九十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和五年五月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号		平成二十八年広島県告示第二百七十四号			
所在地		広島県呉市警固屋九丁目、同市警固屋八丁目及び同市見晴三丁目地内			
土砂災害警戒区域	区域の名称	警固屋九丁目四（九六二） 警固屋八丁目一（一三七九）	急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因の自然現象の種類	見晴川（二三八a） 土石流
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	警固屋九丁目四（九六二） 警固屋八丁目一（一三七九）	急傾斜地の崩壊 急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因の自然現象の種類	見晴川（二三八a） 土石流